

ひょうご仕事と生活センター

平成23年4月1日から要件が緩和されます!  
(事業主規模300人以下→1,000人以下)

# 育児・介護等離職者 再雇用助成金

ひょうご仕事と生活センターでは、育児や介護などの理由で仕事を辞めざるを得なかった方が元の職場で再び継続的なキャリアアップができる働き方を促進し、「仕事と生活のバランス」の実現を目指すことを目的として、助成金を支給しています。



兵庫県マスコット はばたん

## 助成金のしくみ

常時雇用する従業員数が1,000人以下の事業主を対象に、育児や介護などのために離職した労働者を正社員として、かつ離職時と同等の地位で再雇用した場合に助成金を支給します。

- 再雇用者1人あたり支給額(1事業主年間2人まで)……**50万円**  
(短時間正社員として再雇用した場合の支給額……**25万円**)

## 申請方法

まず、対象労働者の再雇用が決定した旨を「再雇用採用決定報告書」により、「ひょうご仕事と生活センター」あてに提出してください。

対象労働者を再雇用した日から3か月継続雇用した日の翌日から3か月以内に「助成金支給申請書」をご提出いただきます。所定様式は、ひょうご仕事と生活センターのホームページ(<http://www.hyogo-wlb.jp>)からダウンロードできます。

詳しくは、下記までお問い合わせください。



## 問い合わせ先

ひょうご仕事と生活センター ☎078-381-5277

- ひょうご仕事と生活センターは、「仕事と生活のバランス」を全県的に推進する拠点として、平成21年6月に兵庫県が設置しました。本助成金のほか「中小企業育児休業・介護休業代替要員確保支援助成金」も実施しています。あわせてご活用ください。
- ひょうご仕事と生活センターでは、企業内での「仕事と生活のバランス」の推進に関するあらゆるご相談に専門家がお答えしています。ぜひご活用ください。

平成23年4月1日から要件が緩和されます!(事業主規模300人以下→1,000人以下)

## 対象労働者

次のすべてに該当する方を再雇用した場合に助成金を支給します。

- ①結婚、配偶者の転勤、妊娠、出産、育児、介護により離職していること
- ②再雇用される企業に3年以上常用雇用されていたこと  
※「常用雇用」とは1年以上の雇用で1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度(30時間以上)である雇用です。
- ③離職期間が1年(介護を理由として離職した場合は3か月)以上6年未満であること  
※離職期間中、再雇用される企業以外でパート労働に従事していた場合は離職していたものとみなします
- ④過去にこの助成金の対象となりながら、自己都合により離職したことがないこと

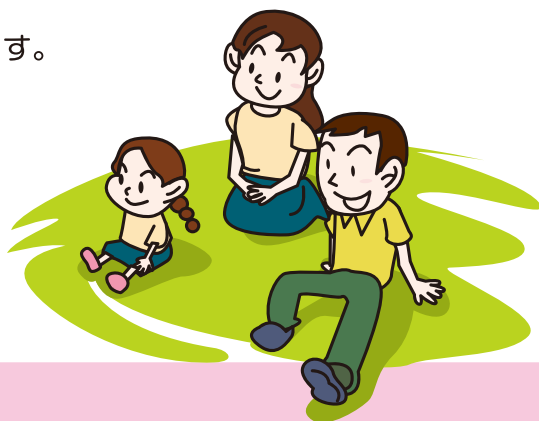
## 支給対象事業主

次のすべてに該当する事業主に助成金を支給します。

- ①常時雇用する従業員が(企業全体で)1,000人以下であること
  - ②対象労働者を、県内事業所において、正社員又は本人の希望により通常の労働時間への転換が可能な短時間勤務正社員(週20時間以上の勤務に限る。)として再雇用したこと
  - ③対象労働者を賃金・資格上の格付けにおいて、離職時と同等の地位で再雇用したと認められること
  - ④育児休業・介護休業及び休業者の原職復帰等について労働協約または就業規則に規定していること
  - ⑤労働関係法令に関し重大な違反がないこと
  - ⑥過去3年間に悪質な不正行為により本来受けることのできない助成金等を受け、または受けようとしたことにより助成金等の不支給措置を取られていないこと
  - ⑦雇用保険の適用事業主であること
  - ⑧風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業のうち店舗型性風俗特殊営業から委託を受けて当該営業を行う事業主でないこと
  - ⑨国、地方公共団体、特定独立行政法人及びこれらと密接な関係のある公社等でないこと
  - ⑩事業主の取締役等が、雇い入れられる対象労働者と3親等以内でないこと
  - ⑪県税全税目の滞納がないこと
- ※②③については、支給申請時まで満たせば可とします。

## 申請期間

対象労働者を再雇用した日から3か月継続雇用した日の翌日から3か月以内



ひょうご仕事と生活センター ☎078-381-5277

〒650-0011 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター1F  
FAX 078-381-5288 E-mail▶info@hyogo-wlb.jp URL▶http://www.hyogo-wlb.jp